

ジェイグレード合同会社 年次有給休暇規定

※有期/無期 雇用派遣社員 就業規則・給与規定より抜粋

第3章 休 暇

(年次有給休暇)

第25条/第27条 有期雇用派遣社員が6ヶ月を超えて引き続き雇用される場合において、その間の出勤率が8割以上の者については、次表のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を与える。

勤続年数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月 以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

2 前項の規定にかかわらず、週所定労働時間が30時間未満で、週所定労働日数が4日以下又は年間所定労働日数が216日以下の者に対しては、次の表のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を与える。

週所定 労 働日数	1年間の所定労働 日数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月 以上
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

3 有期雇用派遣社員は、会社に事前に申請した場合、半日単位で年次有給休暇を取得することができる。ただし、半日単位の取得は年度あたり6日を限度とする。

4 有期雇用派遣社員は、年次有給休暇を取得しようとするときは、原則として、1週間までに所定の方法により、会社に届け出なければならない。ただし、突発的な傷病その他やむを得ない事由により欠勤した場合等事前の届け出が困難であったと会社が認めた場合に限り、事後速やかに届け出ることによって、残余年次有給休暇に振り替えることができる。

5 年次有給休暇は本人の請求があった時季に与えるものとする。ただし、業務の都合によりやむを得ない場合には、他の時季に変更することがある。

6 第1項及び第2項の休暇に対する賃金は、所定労働時間労働したものとして通常支払われる賃金を支払う。ただし、日によって所定労働時間が異なる有期雇用派遣社員は平均賃金を支払うものとする。

7 所定労働日数の8割以上出勤の計算にあたっては、年次有給休暇、産前産後の休業、業務上の災害による休業、育児介護休業法に基づき育児休業又は介護休業を取得した期間等は出勤したものとみなす。

8 会社は従業員代表との労使協定により、各有有期雇用派遣社員の有する年次有給休暇のうち5日を超える日数について、あらかじめ時季を指定して与えることがある。

9 年次有給休暇は次年度に限り、繰り越すことができる。

第8条（年次有給休暇中の給与） ※給与規定より抜粋

1. 社員が就業規則第44条に定める年次有給休暇を取得した場合、所定労働時間を勤務したものとして、給与の減額は行いません。